

いのちと健康

ニュース NO. 105

1996年4月24日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

名古屋市熱田区沢下町9番3号

労働会館本館3F TEL FAX 052-883-6966

編集発行責任者 佐々木 昭三

いのちと健康を守り、働く権利とルールの確立と夜勤規制を！

4月13日に京都で京都総評・京都職対連の共催で深夜労働を考えるシンポが109名の参加で大きく成功した。地方労連の京都総評・安全衛生対策委員会が職対連をはじめ、関係産別労組（医労連、郵産労、化学一般、自光総連、JRなど）、全労働、民医連過労死医師団、過労死弁護団などと協力・共同しての調査と準備をしての本格的な内容の画期的なシンポであった。

内容は、労働法学者の立場からのドイツとの比較での深夜労働問題の講演、主催者の24時間社会・深夜労働に関する提起、各産別労組からの、深夜労働の実態と問題点、要求と課題の報告、医師の今日の学会での研究成果をふまえた深夜労働の健康への影響、弁護士のILO基準を関連させての現行法規と改善への問題点と全体討論で非常に充実したものであった。近く、報告集が刊行される予定である。化学一般全国協議会・交替労働問題政策委員会の調査結果と関連資料を内容とする「交替労働を告発する！」（94年9月）と合わせて、深夜労働規制のための重要な資料である。いま、地方で夜勤シンポ、懇談会、共同のとりくみが大きく広がろうとしている。

4月25日午後東京で「労働法制の全面改悪に反対し、働く権利とルールの確立をめざす中央連絡会（仮）」準備会が9団体の呼びかけで開催される。2月の「深夜交替制・裁量などの変形労働問題学習交流会」、3月のシンポ「労働諸法制度改悪がもたらすもの一人間らしく働くとは何か」を受けて、健康で「人間らしく生き、働く」ことのできる社会とルールの確立することをめざす、労働者と家族、女性、中小業者、弁護士など各界各層が共同する全国的規模での運動体づくりをめざす。

6月23～24日に全労連などが共催で第4回「いのちと健康を守る」学習交流集会を開催し、続いて、24～25日に共催で「いのちと健康を守る地方交流集会」が予定準備されている。

医労連は、3月の「長時間夜勤はいやです！白衣の抗議座り込み行動」に続いて、5月14～16日にかけて、各地方協レベルで「やめてよ！17時間30分連続夜勤」「白衣の48時間すわり込み行動」をおこない、合わせて夜勤シンポ・交流・集会も開かれる。国民的な大きな支援をおくろう。

「リストラ」への対応を探る

合理化討論集会

募る将来への不安

校閲の役割を見直そう

バブル崩壊後に吹き荒れる「リストラ」の嵐の中、新聞製作のあるべき姿を探る「合理化」問題討論集会が二月十三日から三日間、熱海市で開かれました。四十五組合から百一人が参加、校閲縮小・廃止やワンマン記者組版、制作職場の縮小・再編、印刷・発送職場の人員削減の四テーマを

軸に討議し、共闘を強めて春闘に全力を注ぐことを誓い合いました。冒頭、北村盛労働委員長は「経営・資本の論理に組みせず、企業を支えた人を守る労組の論理を大原則にたたかえば、自ずと道は開ける。『合理化』反対闘争には各単組事情はあるが、自信を持ってやっ

て欲しい」とあいさつ。続いて増田重雄労働連合対部長(朝日)が、一月の労連臨時大会で決定した特別方針を説明しました。各単組からは、編集制作センター方式採用で、整理、校閲、制作の職場間の垣根がなくなった中、支局校閲も始まり校閲の将来像が見えない(毎日)、制作部統

合による業務交流が進み、一人で大組、入力、画像の二つの端末を扱う三役をこなしている上、記事仕分けの四役目が試験的に行われた。二〇〇〇年までに年間百人減らす計画(毎日経)、電子編集導入に伴う通信部パンチャターの再配置問題(共同)——など報告が相次ぎました。職場別分散会でも活発な討議が行われ、ワンマン組版問題で整理職場と制作職場の将来像の不透明さを懸念する声や、質を高める要としての校閲の存在意義を強調する声などが出されま

した。初日には日本福祉大の大木一訓教授が「新聞産業の『合理化』問題を考える」のテーマで講演、二日目は「動」と題して講演しました。上の五つが柱だ。すべて揃うのが理想であり、そのための時短は人間らしい生活の枠組みをつくる基礎でもある。

日本の企業は、増員なしの形だけの時短を行っているのが現状だ。これまで日本の労働運動は賃上げ中心で、時短闘争は二の次にしてきた。欧州では七〇、八〇年代にかけてワークシェアリング、つまり仕事の分かち合いというのを押し出してきた。時短は雇用の拡大を促し、ひいては経済の安定バランスにつながる。そういう国民的なコンセンサスをかち取ってきた。時短、増員、賃上げ一体の運動だった。

ヨーロッパの時短運動 講演

産業超えた運動へ

愛知健康センター事務局長 佐々木昭二



新聞社では現在、経済効果最優先の「合理化」が進んでいる。ワンマン組版な

どはその典型だ。経営側には安上がりで儲かる発想しかない。時短は労働者が健康で人間らしく働ける環境づくりと密接に関係する。政府はこのほど、年間総労働時間を千八百時間にすると国際協約した。しかし

ドイツでは週三十六時間、金曜半日労働で、さらに週休三日制へ踏み込もうとしている。それに比べて日本は年二千百時間も働いている。しかもこの統計にはサービス残業などは含まれていない。ドイツとは年六百

時間、三か月分も違ってくる。生涯では三万三千時間の差。つまり十五年分も違う。ドイツで時間短縮が達成できた要因は三つある。一、日八時間労働残業なしの定着。二、週休二日制の定着。三、有給年休の三十日完全消化」ということだ。男性も家事をし、家族で食事をし、子育ても夫婦でできる環境が整っている。ライフスタイルはマ睡眠マ労働マ家族と過ごすマ自分だけで過ごす趣味と娯楽マ夫婦一

日本の組合は、欧州でこのように動きも視野に入れない、企業や産業の格にとらわれない、裾野の広い運動を目指すべきだ。産別組合の新聞労連も、構えを大きくして今春闘を展望する姿勢が大切だろう。

京都「24時間社会 ・深夜労働を考える」シンポ

深夜労働を考える シンポに109人!

京都職対連機関誌

「ヒューマニーきょうと」
(96年4月)より転載

4月13日(土)午前10時から、京都市中京区の「アスニー」で開催された京都職対連と京都総評共催の“24時間社会・深夜労働を考える”シンポジウムは、109人の参加を得て、熱気あふれる雰囲気中、盛大な催しとなりました。

主催者代表として京都総評の藪田副議長の挨拶のあと、立命館大学法学部の吉田美喜夫教授による『テーマ・深夜労働の日本とドイツの比較から』の講演を受けました。教授は、日本の時短の影で深夜労働の弊害の大きい労働形態の放置・拡大の傾向や、深夜交替制労働の規制の考え方として「公共性・技術性・経済性を区別し、経済性を追求する場合は多い実態からは、より厳しい規制が必要と指摘。今後、規制立法化や、当面女性の深夜労働解禁の動きに反対する課題を提起されました。またドイツの実態と、労働時間令のもとでの深夜交代制労働に対する規制強化の実情を紹介。午後は、京都総評安全衛生対策委員会責任者の木下恵市氏からは、深夜・交替労働が労働者の健康や家庭生活を破壊、医療等の公共性のものであっても可能な限り縮小する必要性、法規制と労働者保護優遇処置の実施、政府財界の「規制緩和」・労働条件の切り下げに反対する運動

など7つの課題の提起がありました。

7人のパネラーから、医療では、夜勤回数や残業も多く、看護婦は疲れている、看護婦の増員の必要性を報告。郵政では、過去2年間で18人が在職死亡している実態と「新勤務体制」の過密さを。化学からは、調査結果から深夜時の仮眠確保の重要性を。タクシーでは、長時間労働と低賃金の実態と、健康診断の充実をめざす取り組みなどが。吉中丈志医師からは、深夜交替労働に関する医学的検討の到達点と、深夜労働の健康を害する要因を。佐藤克昭弁護士からは、現行法規制の改善に向けて、ILO条約の未批准の多い日本政府姿勢への厳しい批判と、運動の継続と強化など、それぞれの分野から発言しました。参加者からも6人発言がありました。進行担当の原龍治氏の継続した取り組みの確認のあと、京都職対連会長の椿原孝氏の閉会の挨拶で、午後5時前に散会しました。当日、マスコミの取材を受け、朝日・読売・赤旗の各紙で翌日報道されました。

このシンポジウムをきっかけにして、継続した取り組み方向で検討することになっています。

参加頂いた皆さんご苦労様でした。

'96. 5. 11

医療と看護をがたるシンポジウム・パート4

ナースウエーブの中で「5月12日看護の日」と「看護の週間」が生まれた
実現したのは私たち

それから「看護の日」は1年の締めくくりそして出発の日
私たちはこの日、「医療と看護」について語りそして訴え続けた
患者さんとともに、医療のそして看護の現場を語り考えた
新しく加わった仲間と流れてそしておもいを伝えた
現場を支える困難さの前に
たたかいの姿を見過ごし、貴重な成果を見落さないように

この春は特別違っている

3月、春は名のみ 風の寒さが目にしみる中で
長時間夜勤は許さない!抗議の座込み行動
3. 12看護婦決起集会には5500人がかけつけ
「力」をたくわえ 持ち場に戻った
急速な変化に、なんか変とおもってた
大切なことが失われていっているのではないかしらと
患者さんには安全や安楽が確保されているのだろうか
看護負担の増大、医療機関の差別化ふるいわけの進行
看護婦だけでなく医療労働者全体が、他の労働者と同様に
差別選別ランク付けられて、人間性を失いかけているのかもしれない
病んだ人間を相手にするのだから、
「こころ豊かにありたい」ことすら奪いさることへの憤り
「今、立ち上がる時」と気持ちが一つになった

ナースウエーブは看護婦のたたかい
たたかいの中で「5月12日看護の日」と「看護の週間」が生まれた
実現したのは私たち
それ以来、「看護の日」は1年の締めくくりそして出発の日
今あらためて現場をみつめる、語りあうことが大切なのかもしれない
注意深く「変化」を観察し見極めることが必要
そして、少し勇気を奮い立たせ態度を表明、「Yes」or「NO」と

「変らなきゃ」と厚生省に迫った
勇気ある川田龍平さんとHIV訴訟団のみなさん
あなたたちの行動が「主張」を多数派にし
厚生省と被告製薬会社を追い詰めた
患者の人權が問われ
医療人の自覚と責任そして役割が問われた
彼等は私たちのナースウエーブを知り踏みだしたという
今度は私たちが彼等から勇気を得、行動を学ぶ

ナースウエーブの中で「5月12日看護の日」と「看護の週間」が生まれた
実現したのは私たち
それ以来、「看護の日」は1年の締めくくりそして出発の日
国民・患者要求と看護婦要求を、意見を交流し相互に理解する時
医療や看護にたいする国や財界の戦略や戦術を知り
共同の策を強め広める時
「変らなきゃ」は厚生省
「高齢化」を口実に国民要求がすり替えられ医療や看護は変質が強いられる
医療、福祉、社会保障全体に関わる制度の改悪、診療報酬の改定
人間らしく働くために当然守るべきルール、私たちのための「基準」が必要

ナースウエーブの中で「5月12日看護の日」と「看護の週間」が生まれた
実現したのは私たち
それ以来、「看護の日」は1年の締めくくりそして出発の日
この日私たちは、新しい「発見」を「気付き」を一致させ
たしかな変化への新たな一歩になることを願って

あなたの参加をお待ちしています

第4回	医療と看護を語るシンポ
とき	5月11日(土)午後1時30分
内容	構成劇「看護の職場はいま」 シンポジウム・トーク・トーク お話しする人 山田信也(センター理事長) 加藤留美子(医労連委員長) と参加者との語り

主催 医療と看護をがたるシンポジウム実行委員会

名古屋市職員労組組合・自治労連愛知県本部・名古屋市立大学教職員組合病院支部
・名古屋大学職員組合医学部支部・愛知働くもの命と健康を守るセンター
愛知県医療労働組合連合会 (事務局) 650-0002 名古屋駅前1-13-20 名古屋 460 TEL: 052-883-4755 FAX: 052-883-4754

■5月11日(土)

■白衣の宣伝行動 12時から13時

■第2部 構成詩&シンポジウム

13時30分から16時30分まで

■会場 昭和ビル

名古屋市中区栄4丁目3-26
TEL 052-262-7751

<過労死をなくし、いのちと健康を守る>

いのちと健康を守り、健康で人間らしく生き働くための 過労死をなくす集い

4月19日（金）夜労働会館本館会議室で健康センター、山内過労死裁判を支援する会、名古屋過労死を考える家族の会、名古屋過労死弁護団の共催、15団体35名の参加で「過労死をなくす集い」を開催しました。

最初に、司会の佐々木健康センター事務局長の開会あいさつの後、1部に入り、原田弘一さん（山内過労死裁判支援の会事務局長）から、最高裁の上告棄却の不当判決を受けて「山内過労死裁判の支援活動と署名の到達点」の報告がありました。署名の累計は、団体2, 574、個人40, 020です。ご協力いただいたみなさんありがとうございました。

続いて、山内労災弁護団の水野幹男弁護士から「山内過労死事件と経過とまとめ」として、経過、判決の評価（名古屋地裁、名古屋高裁、最高裁）と今後の教訓として、早期の訴訟提起の重要性、一審の勝利の要因、控訴審の立証の重要性、最高裁の闘いの重要性について話されました。竹内平弁護士からは、「最高裁判所の山内不当判決を受けて」として、事実と反する不当な判決、積極的な労働過重の立証、労務管理をおこなわなければならない立場の立証の必要性、生活実態にそくした効果的な反論、今後の課題について語られました。

その後、一審で証人に立たれた河合さんのあいさつと原告の山内良浩さんのメッセージを弟の良哉さんが読み上げ、支援のお礼を述べられました。1部の終わりにあたり、支援する会の解散と署名協力された団体へのお礼の返送の確認がされました。

2部は、過労死の労災・公務認定のたたかいをすすめている方々の報告とあいさつがありました。最初に、参加されている家族の会の渡辺（光）さん、森下さん、鈴木（美）さん、松井さん、渡辺（亘）さんからそれぞれ自己紹介とあいさつがされました。次に、全医労東海北陸地方協の保木井さんから恵那病院吉村さんの公務災害申請のとりくみ、CBCの大西さんから職場の労災申請のとりくみについてそれぞれ職場実態と運動の状況をふまえて話されました。

集会の最後に、山田 信也先生（健康センター理事長）から、全体の報告と論議を受けて、「過労死をなくし、健康で人間らしく生き働くために」と題して、最近まとめられた労働総研ニュース掲載『「過労死」問題をめぐる最近の動向』（次号ニュースに転載予定）の論点にもふれながら、林野の振動障害認定の運動の教訓、過労死認定基準の問題点、最近の地裁・高裁・最高裁の裁判所の動向、過労死認定闘争のあり方と今後の方向について話されました。

集会終了後、家族の会を励ます懇親・交流会を近くの居酒屋でおこない、活発な論議と交流を深めました。

いのちと健康を守る学校（名古屋教室）

— 医師と労働者のトーク形式での学習 —

と き：6月15日（土）13時30分～15時

ところ：労働会館本館会議室

参加費：500円（資料・会場・運営費）

脳卒中と糖尿病の実例をとりあげ、その経過をふりかえり、リスクの
みつけ方、予防のしかた、早期の治療やリハビリのしかたなどを、生活
と労働の中で考える。

< 紹介する事例 >

脳卒中の経験から

百合草邦友（名古屋水道労働組合・職場の健康問題研究会）

糖尿病の経験から

伊藤むつお（愛労連事務局次長・健康センター事務局次長）

あるマスコミ労働者

トーク：医師の立場から 田淵哲男医師（理事・名南会・ふれあい病院）

働くものの立場から 参加者（どなたでも自由に）

司 会： 山田信也（健康センター理事長・名古屋大学名誉教授）

家族の会裁判予定（傍聴で支援をお願いします）

名古屋地裁 11階 1101法廷(052)203-1611

4月24日（水）15時～北口（証人）

5月 7日（火）13時30分～渡辺（光）和解調停（企業）

8日（水）13時～柏木<判決>

10日（金）13時30分～鈴木（美）（証人）

15日（水）15時～松井（本人尋問）

21日（火）10時～安保（弁論続行）

31日（金）10時15分～永須（弁論続行）1102号法廷

6月 5日（水）10時30分～鈴木（美）（証人）（行政）

10日（月）13時30分～遠藤（証人）

26日（水）13時30分～渡辺（光）（証人）（行政）

7月11日（木）10時～森下（弁論） 岐阜地裁3階

センターだより

<第4回理事会報告>

4月11日に理事11名の参加で理事会を開催しました。当日は、療養中でした山田理事長、伊藤事務局次長が健康を回復され元気な姿で参加されました。

最初に、佐々木事務局長から経過活動報告と協議事項についての提起をいたしました。続いて、山田理事長と伊藤事務局次長のあいさつのあと各理事の報告と協議を活発に行いました。議論は、議案を補足し、深めるもので議案提案どうり確認されました。以下、その内容についてお知らせします。

- ・いのちと健康を守る学校は、6月15日(土)午後1時30分～(P7参照)
- ・事務所常駐体制の強化は、5月から原田理事・事務局が月・水・金午前10時から午後4時常駐(電話・来客と事務局)そのほかは佐々木事務局長が基本対応、伊藤事務局次長がフォローします。不在時の留守電、FAX、携帯電話(佐々木030-583-7705)伊藤事務局次長(愛労連052-871-5433)
- ・いのちと健康ニュースの編集・発行体制は、事務局と理事で共同編集体制、発行は月1回、B4両面2枚(B58ページ)愛知・全国の運動の紹介、日経連・労働省・学会の動向、職場の労働安全衛生活動の紹介、学習資料、センターからのお知らせと活動など)編集委員は事務局と理事で体制を。労安ニュースをはじめ各参加団体のニュース・資料を定期的にセンターまでお送りください。
- ・愛知の夜勤規制のとりくみでは、5月11日の医療と看護を語るシンポ、5月14～16日に医労連・全医労東海地方協の2交代制・長時間夜勤反対の座り込みと合わせて行う集会・夜勤シンポ(14日)にセンターとして協力参加します。
- ・健康センターしおり・手引きの内容と作成は<案>に追加分の地域での相談活動の窓口と5年間のセンター活動の一覧表をつくり、B4両面刷りのしおりを早く作成して、総会までに手引きを作成予定です。
- ・新事務所維持・財政確立については、3月までの一般会計収支報告をふまえて、<新事務所維持のためには>、会費未納分回収、参加団体の拡大(自治労連・医労連・国公の単組、法律事務所、単位民医連、愛労連傘下労組・地域など)、会費口数の引き上げ(基本を4口に)、今期の不足分単年度借り入れで対応。
- ・健康センター個人加盟の検討を(運動と財政から)総会までに行うこととして、対象は、民間大経営・連合職場の労働者、未組織労働者、参加団体の労働安全衛生活動家、(医師・医学者、弁護士、研究者などの)専門家は専門委員会との調整しながら、会費年額6千円程度(ニュースや資料提供、学習会・研究会など)で、職場の健康問題研究会との調整・協議もすすめるながらおこないます。
- ・名港労協との第2回目の懇談会は、5月以降に協議して開催します。
- ・職場見学労安活動交流は、JMUIU川本製作所労組と協議して、5月以降に設定します。

<今後の主な日程>

- | | | |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 5月11日(土) | 第4回医療と看護を語るシンポ | 午後1時30分～(栄) |
| 14日(火) | 夜勤シンポ | 午後6時30分～名古屋市教育館4F |
| 16日(木) | 第2回団体代表者会議 | 午後6時30分～労働会館本館 |
| 19日(日) | 第6回国民の医薬シンポ「薬害エイズに学ぶ」 | 午前10時～(県産業貿易会館西館大会議室) |
| 6月13日(木) | 第5回理事会 | 午後6時30分～センターにて |
| 15日(土) | いのちと健康学校 | 午後1時30分～(労働会館本館) |
| 7月27日(土) | 第6回総会 | 午後1時30分～労働会館本館会議室 |